

## 新型コロナウイルス感染対策 当社ガイドライン

令和5年3月13日より政府よりマスク着用は「個人の判断に任せる」との見解が出たことに関して、改めて当社の新型コロナウイルス感染対策ガイドラインを定める。当社は老人介護施設であることから厚生労働省が定める基本方針に則ることとする。

### (ア)マスクの着用について

**職員**：原則として利用者前に出る場合、職員同士での会議等を行う際は、マスクを着用するものとする。事務仕事や送迎時等において利用者や職員同士で接しない場合は、外しても構わないこととする。

**利用者**：原則として迎え送迎車内から帰宅に至るまでマスク着用を促す。

**その他入館者**：マスク着用を促す。

### (イ)アクリル板、パーテーション

現状を維持するものとする。

### (ウ)新型コロナウイルス感染症陽性反応が出た場合

職員、利用者本人に陽性反応が出た場合は、当然にデイサービスを休むこと。

### (エ)濃厚接触者に判定された場合

職員、利用者本人が濃厚接触者と判定された場合もデイサービスを休むこと。

### (オ)同居する家族等に濃厚接触者が発生した場合

原則として職員、利用者が同居する者が濃厚接触者と判定された場合は、その職員、利用者が無症状に限り出勤、出席可能とする。

### (カ)職員の体調管理について

- ① 職員本人に発熱などの体調不良がある場合、出勤を見送ること。また原則として医師の診断を受け、その後の出勤に関しては、医師の指示に従うこと。
- ② 職員の同居する家族等に発熱などの体調不良がある場合、職員本人が無症状の場合、出勤可能とする。その場合、体調不良者に簡易検査キット等を用い、陰性を確認することが望ましい。
- ③ 現状制度を維持し、体温を測定し、体温記録表に記録すること。

(キ)利用者の体調管理について

- ① 利用前に自宅で体温測定等を促し、利用者本人に発熱などの体調不良がある場合、デイサービス参加は控えるよう促すこと。その後の出席については医師の診断を仰ぐ事が望ましい。
- ② 利用者の同居する家族等に発熱などの体調不良がある場合、デイサービスの参加は控えるよう促すこと。
- ③ 現状制度を維持し、体温を測定し、タブレット等に記録すること。

(ク)その他消毒等の処置について

現状を維持する。

(ケ)来館者について

委託業者等については物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体調確認、体温確認を口頭で行う。

施設内に入入りした者の氏名、来訪日時、体調、体温については記録しておくこと。

(コ)出勤見送りについて

会社都合による職員の出勤見送りについては原則として労使協定通り 6割支給とする。但し、上長と相談の上、有給休暇を該当させることも出来る。

令和5年5月8日に感染症法2類から5類になる予定です。その際、改めてお知らせしますが、それまでの間は以上のような取り組みを行います。

引き続き、ご協力の程、よろしくお願いいたします。